

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1243号)

平成25年12月26日

横 情 審 答 申 第 1243 号

平 成 25 年 12 月 26 日

横浜市 長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成25年6月4日港北保護第427号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「ケース記録（特定年月日分）」の個人情報一部開示決定に対する異議申
立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケース記録（特定年月日分）」の個人情報の一部開示とした決定のうち、別表 1 に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「ケース記録（特定年月日分）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年 5 月14日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「条例」という。）第22条第 7 号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) ケース記録票には、異議申立人（以下「申立人」という。）から直接聴取した事項、訪問及び面接記録、関係機関等から得た専門職からの情報、担当職員等による評価・判定又は指導助言の内容等の情報が一体となって記載されている。そのためケース記録票全体が、申立人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。
- (2) ケース記録票には、担当職員が関係機関等から聴き取り調査した結果得られた個人情報为一体となったものとして記載されている。これらは、関係機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに関係機関等の協力が得られなくなるおそれが生じること、また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関等及び申立人との信頼関係を損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 処遇方針や援助方針の適否を検証するための資料として生活保護記録があるが、その記載内容は申立人の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられ、仮に、担当ケースワーカーが抱いた印象や評価を記載する場合でも客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものであると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別な事情がない限り、直ちに担当者と申立人との間の信頼関係が損なわれるとは通常考え難く、また、本件において、そのような特別な事情をうかがわせる証拠は何ら存しない。
- (3) 印象や評価の中に、担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が記載されることもあるとしても、そもそも生活保護記録が上記のような趣旨で作成されるものである以上、何ら客観的具体的事実に基づかない主観的・感覚的な印象や評価の記載が、およそ適正な保護業務の遂行等のために必要であるのかどうかは多大な疑問があり、将来、そのような担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が十分に記載されなくなったとしても、そのことによって、生活保護記録が形骸化し、生活保護に係る事務に具体的な支障を生じさせるおそれがあるとは考え難い。そうすると、本件個人情報が開示され、それによって、ケースワーカーが保護業務に必要な事項を記載しなくなり、生活保護記録が形骸化し、生活保護に係る事務に支障が生じるおそれが生じるとは考え難いといわざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務においては、福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。生活保護事務を進める中では、その給付内容の一つである医療扶助の適正な実施や要保護者の疾病改善に向けての指導援助、さらには傷病を理由とした要保護者の稼働能力の確認を目的として、担当ケースワーカーが当該要保護者の主治医から直接聞き取りを行う病状調査が行われることがある。また、生活保護の決定及び実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについての援助方針又は援助方針に

基づく具体的な措置内容等について審査検討する場合には、福祉保健センター内の会議としてケース診断会議が開催されている。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、申立人に対して生活保護を実施する上で作成された文書のうち、ケース記録票である。ケース記録票は、保護開始後の所内面接、保護の決定・変更、要保護者に対する指導指示や援助及び指導方針等の生活保護事務に必要な事項を時系列に記録したものである。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち別表3に示す部分について、条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 生活保護ケースファイルに係る本号該当性の考え方については、平成21年12月11日の当審査会答申第754号（以下「先例答申」という。）において示しておりである。すなわち、実施機関が生活保護ケースファイルはその全体が申立人に対する評価、診断等に関する情報であるとして、その全部を本号に該当するとして非開示としたことに対し、当審査会は、当該生活保護ケースファイルの内容を次のとおりの5種類の情報に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

- ① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）
- ② 申立人との対応内容
- ③ 医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容
- ④ 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容
- ⑤ 申立人に対する指導・援助方針

そして、先例答申では①の情報については、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であること、⑤の情報については、要保護者が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がされ要保護者にとって既知である、又は、担当ケースワーカー等の言動等から

容易に推測することができると考えられることなどから、開示しても要保護者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められないとして開示すべきと判断している。他方、②から④までの情報については、開示すると、要保護者の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、要保護者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められ、本号に該当し、開示しないことができる判断している。

ウ そこで、当審査会は、先例答申における生活保護ケースファイルの分類に照らして、実施機関がその全てが評価、判定等に関する情報であるとして非開示とした別表 3 に示す部分の本号該当性について、以下のとおり判断する。

(ア) 保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実

当審査会が見分したところ、別表 1 の(1)に示す部分は、保護の決定・変更に係る記録等であって、客観的に明らかな事実であり、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であるため、申立人の認識と異なるとは考えられない。

したがって、これらの情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(イ) 申立人との対応内容

当審査会が見分したところ、別表 2 に示す部分は、申立人との対応内容を記録したものであると認められる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められ、本号に該当する。

(ウ) 申立人に対する指導・援助方針

当審査会が見分したところ、別表 1 の(2)に示す部分は、福祉保健センターが組織として決定した方針であり、生活保護事務を進めるに当たって要保護者に説明をすべき内容であると考えられるから、要保護者に開示したとしても直ちに要保護者との信頼関係が損なわれるとは認められない。

したがって、これらの情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表1に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 1 実施機関が条例第22条第 7 号に該当するとして非開示とした別表 3 に示す部分のうち、
当審査会が開示すべきと判断した部分

(1) 保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実		
文書名		該当箇所
ケース記録票	1 頁目の「記事」欄	11行目の 1 文字目から34文字目まで
	5 頁目の「記事」欄	23行目の全て

(2) 申立人に対する指導・援助方針		
文書名		該当箇所
ケース記録票	5 頁目の「記事」欄	24行目から26行目までの全て

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

別表２ 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした別表３に示す部分のうち、
当審査会が開示しないことができると判断した部分

申立人との対応内容		
文書名		該当箇所
ケース記録票	1 頁目の「記事」欄	2 行目から 7 行目までの全て、11 行目の 35 文字目から 42 文字目まで、12 行目から 19 行目までの全て及び 22 行目から 30 行目までの全て
	2 頁目の「記事」欄	1 行目から 15 行目までの全て及び 17 行目から 30 行目までの全て
	3 頁目の「記事」欄	1 行目の全て及び 3 行目から 30 行目までの全て
	4 頁目の「記事」欄	1 行目から 29 行目までの全て
	5 頁目の「記事」欄	1 行目から 21 行目までの全て

(注意)

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

別表 3 実施機関が本件処分においてその全体が評価、判定等であり、条例第22条第7号に該当するとして非開示とした部分

文書名		該当箇所
ケース記録票	1 頁目の「記事」欄	2 行目から 7 行目までの全て、11 行目から 19 行目までの全て及び 22 行目から 30 行目までの全て
	2 頁目の「記事」欄	1 行目から 15 行目までの全て及び 17 行目から 30 行目までの全て
	3 頁目の「記事」欄	1 行目の全て及び 3 行目から 30 行目までの全て
	4 頁目の「記事」欄	1 行目から 29 行目までの全て
	5 頁目の「記事」欄	1 行目から 21 行目までの全て及び 23 行目から 26 行目までの全て

(注意)

該当箇所には、各行の空白部分を含まないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年6月4日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年6月20日 (第158回第三部会) 平成25年6月27日 (第231回第一部会) 平成25年6月28日 (第237回第二部会)	・諮問の報告
平成25年7月11日 (第232回第一部会)	・審議
平成25年7月25日 (第233回第一部会)	・審議
平成25年8月8日 (第234回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年9月12日 (第235回第一部会)	・審議
平成25年9月26日 (第236回第一部会)	・審議
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議
平成25年10月24日 (第238回第一部会)	・審議
平成25年11月28日 (第239回第一部会)	・審議